

令和6年分 所得税
(令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額
(3万円×減税対象人数)

税額 減税しきれない額①
(所得税分控除不足額)

令和6年度分 住民税(所得割)

定額減税可能額
(1万円×減税対象人数)

税額 減税しきれない額②
(個人住民税分控除不足額)

給付金額

= ① + ②

①と②の合計額を1万円単位
で切り上げて給付

①+②=32,000円の場合、切り上げて40,000円を給付